

岡山市例規管理システム構築・運用・保守等業務委託

仕 様 書

岡山市総務局総務部総務法制企画課

1 概要

1. 1 業務の名称

岡山市例規管理システム構築・運用・保守等業務委託

1. 2 目的等

例規、法令等の検索及び閲覧機能、改正文等の自動生成機能、法令改廃に伴い改廃が必要となる例規情報の提供機能、ASP サービス等を持ち合わせたシステムを導入することにより、もって市民への例規情報公開サービスの向上並びに職員の例規関連業務の負担の軽減及び効率化を目的とする。については、下記記載の仕様に基づく複数年・総価契約の締結を前提とした契約とする。

1. 3 仕様

本業務に係る仕様については、次の内容を満たすものとする。（詳細は「**2 仕様の詳細**」参照）

(1) 性能等要件

- ①法令の検索・閲覧等
- ②例規・原議の検索・閲覧等
- ③判例の検索・閲覧等
- ④法令改廃情報等の検索・閲覧等
- ⑤法令改廃に伴い改廃が必要となる例規情報の提供
- ⑥過去例規の検索・閲覧等
- ⑦例規作成における支援
- ⑧外部公開用例規の検索・閲覧等
- ⑨システム環境

(2) 構築要件

(3) 運用・保守等要件

- ①改正等による更新後の例規データの作成及びシステムへの登録
- ②運用及び保守

(4) 提出物

1. 4 契約履行期間

契約日から令和13年3月31日まで

1. 5 委託料の支払い

- ・各年度の業務内容は以下のとおりとし、委託料は年度ごとの検査による分割払いとする。

年度	令和7年度	令和8～12年度
業務	システム構築	システム運用・保守

- ・システム構築業務の委託料の支払限度額は、契約額の14.53%以内とし、市と協議の上支払額を決定するものとする。
- ・各年度のシステム運用・保守業務の委託料の支払限度額は、契約額からシステム構築業務の委託料を減じた残りの金額を5で除して得た金額とする。ただし、1円未満の端数が生じるときは切り捨て、切り捨てた分は令和8年度の委託料に算入して支払うものとする。
- ・年度ごとの委託業務が完了した後、完了通知書（システム構築）又は完了通知書（システム運用・保守）を提出の上検査を受ける。なお、契約最終年度は、完了通知書（最終版）を提出の上最終的な検査を受ける。
- ・市の検査に合格した後、請求日から30日以内に委託料を支払う。

1. 6 納入方法

データベースはデータセンタに専用サーバを設置し、インストールするものとする。

2 仕様の詳細

2. 1 性能要件（(1)～(7)に記載する機能については、岡山市庁内 LAN※に接続している端末を対象とする。）
※岡山市庁内 LAN 岡山市の各拠点間に敷設された岡山市役所専用のネットワーク。総務省が提唱する三層分離の α モデルから令和 7 年 9 月に β' モデルへ移行予定。

(1) 法令の検索・閲覧等

- ・令和 8 年 4 月 1 日時点において、法令総件数（法律、政令、府庁省令、規則等を含む。）48,000 件以上を収録した内容であること。
- ・官報掲載法令を検索・閲覧できること。
- ・内容更新は月 1 回以上とすること。
- ・体系目次、五十音順目次及び用語検索（件名・本文ごと）の画面を提供し、それぞれ法令へのリンク設定を行うこと。
- ・年月日を指定した法令の検索が可能であること。
- ・件名又は用語検索対象の単語は同時に 5 以上入力可能であること。
- ・用語検索対象の単語が検索結果表示画面において、どこにあるかが一目で確認できること。（設定した単語ごとにそれぞれ色を変えて表示することが可能であること。）
- ・複数の件名又は用語検索対象単語を「かつ」、「又は」、「～を除く」という条件付で検索できること。
- ・法令内にどのような法令、例規が引用されているかが表示できること。
- ・条文や表、様式ごとに改正履歴の表示が可能であること。
- ・同一法令のうちの条、項、号、別表、様式への遷移が可能であること。（法令内リンク）
- ・引用されている法令の該当する条、項、号、別表、様式に遷移することが可能であること。（法令リンク）（引用元の全文が別ウインドウに表示されること。）
- ・利用している機能の画面上で、機能のヘルプを参照できること。
- ・登録されている全ての例規に対して、条文、附則、別表、様式を指定して、RTF 形式によりファイル出力が可能であること。
- ・RTF 形式でファイル出力する際に、用紙設定（用紙サイズ、用紙の向き、文字方向、行数、余白の設定）、条項番号の文字列配置（数字・括弧）、文字サイズ、罫線サイズ、フォント等の設定ができること。

(2) 例規・原議の検索・閲覧等

- ・月 1 回以上の更新に対応可能であること。
- ・例規については体系目次（体系は、現行の分類とする。）、五十音順目次及び用語検索（件名・本文ごと）の画面、原議については用語（件名・本文ごと）の画面を提供し、それぞれ例規へのリンク設定を行うこと。
- ・件名又は用語検索対象の単語は同時に 5 以上入力可能であること。
- ・用語検索においては、検索対象となる単語を含む条文の表示の有無、年月日、種別・番号、所属部署を指定した検索が可能であること。
- ・用語検索対象の単語が検索結果表示画面において、どこにあるかが一目で確認できること。（設定した単語ごとにそれぞれ色を変えて表示することが可能であること。）
- ・検索結果表示画面において、例規名称、制定年月日、種別・番号、未施行の各項目で例規の並べ替えが可能であること。
- ・複数の件名又は用語検索対象単語を「かつ」、「又は」、「～を除く」という条件付で検索できること。

- ・原議検索において改正対象の例規を一覧で表示し、例規本文を表示できること。
- ・施行年月日を指定し、同年月日時点で公布されている例規（未施行を含む。）を検索できること。
- ・平成23年3月16日以降の改正内容について、例規沿革情報から該当原議にリンクを設定し、原議本文を表示できること。
- ・登録されている全ての例規に対して、条文、附則、別表、様式を指定して、RTF形式によりファイル出力が可能であること。
- ・RTF形式でファイル出力する際に、用紙設定（用紙サイズ、用紙の向き、文字方向、行数、余白、数字又は括弧の全角又は半角（号番号と条文中の表記は個別に設定）、文字サイズ、フォントの設定ができること。
- ・検索条件に合致した例規の一覧をCSV形式でファイル出力が可能であること。また、検索結果から複数の例規本文データを一括してRTF形式でファイル出力することが可能であること。
- ・例規の引用関係を条項単位で一覧表示できること。
- ・同一例規中の条、項、号、別表、様式への遷移が可能であること。（例規内リンク）
- ・引用されている他の例規の該当する条、項、号、別表、様式に遷移することが可能であること。（例規間リンク）
- ・引用されている法令の該当する条、項、号、別表、様式に遷移することが可能であること。（法令リンク）（引用元の全文が別ウインドウに表示されること。）
- ・廃止例規の閲覧が可能であること。
- ・利用している機能の画面上で、機能のヘルプを参照できること。

（３）判例の検索・閲覧等

- ・最高裁発足（昭和22年）以降に発行された公式判例集及び判例雑誌に掲載された判例を検索・閲覧できること。
- ・法令とのリンクが可能であること。
- ・内容更新は月1回以上とすること。
- ・用語検索機能を有すること。
- ・裁判年月日検索機能を有すること。
- ・裁判所、事件番号、裁判官、出典検索機能を有すること。
- ・審決検索機能を有すること。
- ・主要判例について解説を登載すること。
- ・体系化された目次から検索する機能を有すること。
- ・令和8年4月1日において判例総件数350,000件以上、収録誌30誌以上であること。

（４）法令改廃情報等の検索・閲覧等

- ・法令改廃情報を原則として官報発行の3営業日後に提供できること。
- ・制定・改廃のあった法令本文の表示に加え、改正履歴の見え消し表示や、新旧対照表を参照できること。
- ・公布法令の概要（あらまし）を確認できること。
- ・制定・改正された法令の概要や、それに伴う例規整備の情報を閲覧できること。

（５）法令改廃に伴い改廃が必要となる例規情報の提供

- ・改正される法令の条項と、例規の引用条項とを関連付けて一覧表示させること。
- ・制定・改廃のあった法令を引用している例規本文を表示できること。
- ・新たな例規を制定する際の参考事例として、他の自治体等にその先行事例等がある場合は、これらを提供すること。
- ・その他例規の整備に必要な情報を随時提供すること。

(6) 過去例規の検索・閲覧等

- ・平成12年7月1日以降の更新年月日ごとの内容（47回更新分）に切り替えることができ、用語、件名、体系、年月日（期間の指定を含む。）、種別・番号から詳細に検索・閲覧ができること。
- ・件名又は用語検索対象の単語は同時に5以上入力可能であること。
- ・用語検索対象の単語が検索結果表示画面において、どこにあるかが一目で確認できること。（設定した単語ごとにそれぞれ色を変えて表示することが可能であること。）
- ・複数の件名又は用語検索対象単語を「かつ」、「又は」、「～を除く」という条件付で検索できること。
- ・同一例規中の条、項、号、別表、様式への遷移が可能であること。（例規内リンク）
- ・引用されている他の例規の該当する条、項、号、別表、様式に遷移することが可能であること。（例規間リンク）
- ・引用されている法令の該当する条、項、号、別表、様式に遷移することが可能であること。（法令リンク）
- ・登録されている全ての例規に対して、条文、附則、別表、様式を指定して、RTF形式によりファイル出力が可能であること。
- ・RTF形式でファイル出力する際に、用紙設定（用紙サイズ、用紙の向き、文字方向、行数、余白の設定）、文字サイズ、フォントの設定ができること。

(7) 例規作成における支援

①改正文等自動作成機能

- ・職員がシステム上において見え消し等により指定した改正箇所について、自動で改正文、原議（複数施行日の改正、附則での改正、多段階での改正形式を含む。）、新旧対照表及び改正後の例規全文をRTF形式にて作成できること。（新旧対照表において「新」が右側とすること。）なお、システム上で条文を編集する際は、ページを切り替えることなく1画面で例規全文が表示されること。
- ・職員がシステム外でRTF形式にて作成した改正文及び原議をシステムに取り込み、システム上での編集や新旧対照表及び改正後の例規全文の自動作成（RTF形式）ができること。
- ・自動で作成した改正文、新旧対照表、原議、改正後の例規全文を保存・管理できること。
- ・自動作成される改正文は、一般的な法制執務のルール及び市が別途提示する体裁に基づいたものであること。
- ・職員がシステムで作成した原議を再構成（複数の原議を1つに統合）できること。
- ・点検項目や使用する用語について任意に設定できること。

②改正文審査機能

- ・職員がシステム上又はシステム外において作成した改正文及び原議について、溶け込ませた後の条文をシミュレーション表示し、見え消し形式でも確認できること。
- ・職員がシステム上において作成した改正文及び原議が、法令構造や法令用語が正しく使用されているか又は一般的な法制執務のルールに適合しているかという観点から形式的に審査することが可能であること。
- ・点検項目や使用する用語について任意に設定できること。
- ・職員がシステム外で作成した改正文及び原議をシステムに取り込み、法令構造や法令用語が正しく使用されているか又は一般的な法制執務のルールに適合しているかという観点から形式的に審査することが可能であること。また、審査項目や使用する用語について任意に設定できること。
- ・審査の際には、要修正箇所を指摘し、かつ、どのように修正すればよいか提示することが可能であること。

(8) 外部公開用例規の検索・閲覧等

- ・月1回以上の更新に対応可能であること。
- ・体系目次（体系は、現在の岡山市例規類集の分類とする。）、五十音順目次を提供し、それぞれ例規へのリンク設定を行うこと。
- ・件名又は用語検索対象の単語は同時に5以上入力可能であること。
- ・用語検索においては、検索対象となる単語を含む条文の表示の有無、年月日、種別・番号、所属部署を指定した検索が可能であること。
- ・件名又は用語検索機能を有すること。
- ・用語検索対象の単語が検索結果表示画面において、どこにあるかが一目で確認できること。（設定した単語ごとにそれぞれ色を変えて表示することが可能であること。）
- ・同一例規中の条、項、号、別表、様式への遷移が可能であること。（例規内リンク）
- ・引用されている他の例規の該当する条、項、号、別表、様式に遷移することが可能であること。（例規間リンク）（引用元の全文が別ウインドウに表示されること。）
- ・登録されている全ての例規に対して、条文、附則、別表、様式を指定して、RTF形式によりファイル出力が可能であること。
- ・検索条件に合致した例規の一覧をCSV形式でファイル出力が可能であること。また、検索結果から複数の例規本文データを一括してRTF形式でファイル出力することが可能であること。
- ・廃止例規の閲覧が可能であること。
- ・利用している機能の画面上で、機能のヘルプを参照できること。

(9) システム環境

- ・クラウド環境にシステムを導入し、市が該当システムを利用することにより以下のデータセンタ要件を備えたASP（アプリケーション・サービス・プロバイダ）によるサービス提供を受ける。（データセンタ要件）
 - ① 耐震・免震設計などの構造により、耐震性に優れ、震度6強以上（震度7レベル（阪神・淡路大震災相当））の地震に耐え得る施設及び設備であること。
 - ② 電源多重化及び自家発電装置等の停電対策を講じていること。
 - ③ 災害時の影響を最小限にするため、中国地方圏外の日本国内の遠隔地に立地すること。なお、データセンタの住所は機密事項とする。
 - ④ ISO27001 やプライバシーマーク等を取得していること。
 - ⑤ データセンタへは24時間365日、個人認証装置又は有人監視による入退室管理が実施され、データ保管や持ち出しに対する機密保持対策が取られていること。また、入退室の記録は一定期間保管されること。
 - ⑥ データセンタのサーバ設置スペースへの出入りは、権限を持った者に限定していること。
 - ⑦ 賃貸人の許可なくデータの物理的な存在を移動しないこと。
 - ⑧ 契約は日本国の公権力により監督権限や操作権限が確保されるよう日本法人と締結すること。
 - ⑨ データ管理に関して、検査・監査を要求する場合、可能な限り協力すること。
- ・アクセスが集中した場合等負荷が過大な場合でも、著しくレスポンスが低下しないこと。
- ・ライセンス数は無制限とすること。
- ・データのバックアップ時等を除き、24時間365日稼働が可能なシステム構成とすること。
- ・ハードディスク、電源、ファン等を冗長化構成とするなどの高可用性を有したシステム構成とすること。
- ・障害監視、パフォーマンス監視等により、障害発生 of 未然防止、迅速な対応が可能であること。
- ・データバックアップを毎日実施し、万が一システム障害が発生し、データ消失した場合においてもデータ復旧可能な体制を構築すること。
- ・連続して2日以上（市の休日を除く。）システムが停止することは認めない。ただし、万が一2

日以上システムが停止してしまう場合には、停止後速やかにシステム改善報告書を市に提出すること。

- ・利用者の区分は、一般ユーザー、管理ユーザーとし、管理ユーザーのみが本システムの管理機能を操作できること。
- ・職員向けのシステムについて、インターネット経由で岡山市庁内 LAN に接続された端末からのみ利用が可能であること。岡山市庁内 LAN に接続された端末は、他業務システムでも利用することから、原則として端末へのプログラム（JavaScript、ActiveX を含む。）の利用、インストールはできないので留意すること。
- ・岡山市のインターネット IP アドレス情報により、利用者の端末が岡山市庁内 LAN に接続された端末であることを認証できること。
- ・職員向けのシステムについて例規作成における支援機能は、他者が不用意に原稿の書き換えなどを行えないよう ID、パスワードなどにより利用を制限できること。
- ・職員向けのシステムについて例規作成における支援機能以外の機能（法令、例規、判例等の検索・閲覧等）は、利用する職員は ID、パスワードを入力することなく利用できること。なお、仕様上 ID、パスワードの入力が必須である場合は、全職員共通の ID、パスワードとし、同一の ID、パスワードで全職員の端末から同時に接続できるようにすること。
- ・ファイアウォール等により不要な通信を防止するため、随時最新のセキュリティ対策をすること。
- ・コンピュータウィルス等の不正アクセス対策ソフトウェアなどにより不正な動作をするコンピュータウィルス等の感染を防止するため、随時最新のセキュリティ対策をすること。不正アクセス、なりすまし、サービス妨害攻撃、ウィルス・ボットなどの攻撃に対する対策を十分に行い、それでも予期せぬ脅威が発生した場合は、迅速かつ的確な措置を講じて、サービス利用の継続性を確保すること。
- ・インターネットから岡山市庁内 LAN への通信プロトコルは、HTTPS のみ許可する。
- ・端末への設定作業が発生しないことや今後の運用・保守を考慮し、ユーザーは WEB ブラウザを利用した画面アクセスとすること。
- ・マウス使用を前提とした設計とし、キーボードでも同等の操作ができること。
- ・ウェブコンテンツ JIS（JIS X8341-3）に配慮した設計とすること。
- ・背景色と文字色の明度差、文字書体、文字の大きさ等の工夫により視認性、可読性の向上を図ること。
- ・本システムから帳票等の印刷をする場合は、プリンタのメーカー及び機種に依存しないこと。
- ・出力用紙サイズは A 4 版を基本とする。
- ・本システムの利用状況が記録された履歴が取得できること。
- ・利用の日時、利用時間などにより本システムのログファイル等を、本システム管理者が随時取得できること。
- ・岡山市庁内 LAN に接続されている主たる端末の仕様は以下のとおりである。

導入年度	令和 6 年度
OS	Windows11 Pro (64bit)
CPU	AMD Ryzen 5 7530U (2.00GHz)
画面解像度	1,920×1,200 ドット (1,677 万色)
メモリ	16GB
アプリケーションソフト (主なもの)	Microsoft Office 2019 Professional (令和 7 年秋以降は Office365) Adobe Acrobat Reader 11 DC
ブラウザ	Microsoft Edge、Google Chrome
台数	約 5,000 台

2. 2 構築要件

(1) データベースは、令和8年1月1日時点の岡山市例規類集の現行例規及び平成15年7月15日以降の廃止例規、過去例規、過去原議、改正履歴を対象として構築する。

①現行例規

令和7年2月28日内容現在の現行例規(1,575件)に対し、令和8年1月1日までに公布された制定改廃内容の反映したデータを構築する。

②廃止例規

現行のデータベースに収録されている廃止された例規(1,068件)。例規間リンク及び引用法令へのリンクを実現し、用語検索、年月日検索(期間指定を含む。)、種別・番号検索が可能なデータを構築する。

③過去例規

平成12年7月1日以降の過去例規(47回更新分)。例規間リンク及び引用法令へのリンクを実現し、用語検索、年月日検索(期間指定を含む。)、種別・番号検索が可能なデータを構築する。

④過去原議

平成23年3月16日以降の過去原議(5,041件)。改正沿革からのリンクを実現し、用語検索、年月日検索(期間指定を含む。)、種別・番号検索が可能なデータを構築する。

(2) データベースの構築に当たり、資料の提供方法は以下のとおりとする。これらの文字情報から、字下がり体裁やリンク情報等を賦課したデータベースを構築すること。

①現行例規

市のホームページ等から入手するものとする。ただし、データの利用は、例規の文字情報(別表、様式、図等を含む。)の利用に限る。

②廃止例規

例規の文字情報(別表、様式、図等を含む。)のデータ(当該文字情報をWordファイルに貼り付けたもの)を市が提供する。

③過去例規

47回更新分のHTMLデータ(CD)を市が提供する。例規間リンク及び引用法令へのリンクを実現し、用語検索、年月日検索(期間指定を含む。)、種別・番号検索が可能なデータを構築する。

④過去原議

原議の形(Wordファイル)で市が提供する。

2. 3 運用・保守等要件

(1) 改正等による更新後の例規データの作成及びシステムへの登録

- ・市が送付する例規の制定改廃データに基づき本システムのデータ更新(原議の登録を含む。)を行うこと。
- ・月1回以上の更新に対応すること。
- ・市は毎月末日締めにて改正データを取りまとめ、原則として翌月10日までにシステム上でデータを受託者に送付するものとし、受託者は、送付を受けた日から30日後までに本システムに登録し、動作確認を行うこと。
- ・改正データの形式について、原議はRTF形式又はWord形式、うち表はRTF形式、Word形式又はExcel形式、様式はPDF形式、Word形式又はExcel形式のいずれかで送付するものとする。
- ・年間改正件数は、400件から800件までをその範囲とする。400件未満又は800件を超える件数となった場合については、速やかに別途市と受託者において協議を行い、必要な措置を講ずるものとする。
- ・データ更新した改正例規の名称(新制定、全部改正、一部改正、廃止の分類も付記)、件数、総件数等を記載した作業報告書を、市がデータを発送した日から30日後(休日の場合は翌開庁日)までに市に提出すること。

- ・作業報告書及びバックアップデータ（参照用の岡山市例規類集全データ（HTML 形式及びその他の形式による必要なデータ）を CD-ROM に記憶させたもの）を市がデータを発送した日から 30 日後までに市へ提出すること。
- ・データ更新の校正について、受託者の責任において行うこと。
- ・明らかな改正文等の誤りを発見した場合は、速やかに市へ報告し、市の指示に基づき訂正を行う等必要な措置を採ること。

（２）運用及び保守

- ・主要メンバーを記載した運用・保守体制図を作成し、契約締結した日から 30 日以内に提出すること。
- ・打合せを実施した場合は、原則として実施日から 1 週間以内に議事録を作成、送付すること。
- ・本格運用開始後も必要に応じて打合せを随時行い、打合せの日から原則として 1 週間以内に議事録を作成、送付すること。
- ・機器の修理が必要になった場合、迅速に障害対応をすること。
- ・システムに障害が発生した場合は、バックアップ時等を除いた 24 時間 365 日早急に復旧できるよう回復の措置及び再発防止策を講じること。この場合、障害の原因及び対処内容を記載した報告書を市に提出するものとする。
- ・市担当者からのシステムの操作及び運用に関する質問については、電話、メール、FAX 等により可能な限り迅速に対応すること。
- ・システムの基本的な機能バージョンアップについては、原則無償で提供すること。また、バージョンアップという名目で、市の意図に沿わないシステム改修を受託者により一方的に行わないよう双方協議の上実施すること。
- ・契約期間中に大規模災害等が発生した場合は、速やかにシステムを復旧するための作業について、受託者が可能な範囲で協力するものとする。また、大規模災害等に備え、緊急連絡先の取決めや訓練、災害に強いシステムにするための助言や提案などについても、受託者が可能な範囲で協力するものとする。

（３）システム操作のサポート

- ・利用者が利用しやすいように機能の使い方を説明した操作マニュアルを提供すること。
- ・職員研修を実施すること。研修に当たり研修用マニュアル原稿を準備し、講師を派遣すること。
- ・研修に必要な資料の印刷、職員への案内や出席者の調整は市側で行う。
- ・研修実施時期は、市と受託者にて別途協議する。
- ・操作方法についての問い合わせ窓口（電話、メール、FAX 等）を設置すること。

2. 4 提出物

- ・契約を締結した日から 30 日以内
 - ・作業計画書（スケジュール、プロジェクト体制図等を記載したもの）
 - ・システム概要（前提条件、システム概念、パッケージ構成、要件定義を記載したもの）
 - ・インフラ概要（システム構成、ネットワーク構成を記載したもの）
- ・令和 8 年 4 月 1 日以降
 - ・作業報告書（データ更新の依頼を受けた日から 30 日後までに提出）
 - ・CD-ROM に例規データを記憶させた保存用データ（データ更新の依頼を受けた日から 30 日後までに提出）
 - ・打合せ議事録（市と受託者の打合せの都度、1 週間以内に提出）
 - ・その他市との契約締結において必要なもの

3 留意事項

3. 1 再委託の禁止

- (1) 受託者は、委託業務の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、委託業務の一部についてあらかじめ書面による市の承認を得た場合は、この限りでない。
- (2) 受託者は、市に再委託に係る承認を求める場合は、再委託の理由、再委託先、再委託する業務の内容、再委託先が取り扱う情報その他再委託先に対する管理方法等を市に対して文書で提出しなければならない。
- (3) 受託者は再委託に係る市の承認を得た場合は、市に対して再委託先の行為について全責任を負うものとする。

3. 2 機密保護

- (1) 業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この項については、契約期間の終了又は解除後も同様とする。また、成果物（業務の過程で得られた記録等を含む。）を市の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与又は譲渡してはならない。
- (2) 業務の遂行のために市が提供した資料、データ等は本業務以外の目的で使用しないこと。
また、これらの資料、データ等が業務遂行上不要となった場合、遅滞なく市に返還するか、又は事前に市の承認を得て廃棄すること。
- (3) プライバシーマークを取得していること。
- (4) 岡山市情報セキュリティポリシーを遵守すること。

3. 3 権利の帰属

本システムにおいて、受託者が所有するプログラム、ルーチン、モジュール等（以下「プログラム等」という。）についての著作権は受託者に留保され、市はその非独占的使用権が許諾されるものであること。

なお、この使用権の内容は、プログラム等のロード、実行、格納、画面等の出力、市組織において自己使用のために必要な場合の複製、関連資料の利用等とすること。

本システムに保存される例規データの所有権は市にあるものとする。

3. 4 品質保証、改善

本システムの利用期間中に、正当な理由なく、要求した性能水準に達していないことが判明した場合及び設計ミスによる不良が判明した場合や業務改善に直結する機能改善・強化の要望が発生した場合には、市と協議の上、優先度により無償で改良すること。

3. 5 協議

- (1) 本サービスを適正かつ円滑に実施する為、受託者は、市と常に密接な連絡に努め、ASPサービス特有の「ブラックボックス化」により発生するガバナンス喪失リスク、コンプライアンス違反リスク、下請によるリスクなど、本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、市と受託者で協議の上、市の指示に従い、業務を遂行すること。
- (2) 受託者側の倒産や買収等、あるいは、採算悪化によりサービス提供が著しく困難になった場合、サービス提供の急な終了、サービスレベルの変更、価格改定については原則認めないものとする。
ただし、両者協議により、市が認めたときは、対応を検討することがある。
- (3) 市は、受託者側の従事者（業務の一部を委任された者、業務の一部を下請けする者を含む。）について、機密情報の秘匿、内部統制の運用等に関するコンプライアンスに対する認識の違いや重要インシデントが発生した場合の説明責任の果たし方に対する認識の違いが認められる場合、受

- 託者に対して、その理由を明示して、必要な措置を採ることを請求することができるものとする。
- (4) 契約期間中に、岡山市のネットワーク環境変更により、仕様を変更する必要がある場合は市と受託者で協議すること。

3. 6 損害の賠償

本業務遂行中に受託者が市若しくは第三者に損害を与えた場合は、直ちに市にその状況及び内容を書面により報告し、市の責めに帰する場合を除き、受託者の責任において処理解決するものとする。

3. 7 第三者の権利・利益の対象となるものの利用等

- (1) 本業務を実施するに当たり、第三者ソフトの利用が必要となる場合は、受託者の負担により市と当該第三者との間でライセンス契約の締結等、必要な措置を講ずるものとする。
- (2) 受託者は、著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利・利益及び肖像権、パブリシティ権その他法的保護に値するとされている第三者の権利・利益の対象となっている素材・材料、履行方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。
- (3) 上記(1)及び(2)について、市からの指示によるものについては適用しない。